

論 説

# EC/EU 諸機関の法行為に対して私人が提起する 取消無効の訴えに関する基本問題

田 尻 泰 之

- I. はじめに
- II. 問題の原点
- III. 諸見解の主張と問題
- IV. 憲法条約上の構想
- V. リスボン条約成立を巡る駆け引き
- VI. 規則の特質を有する法行為
- VII. まとめにかえて

## I. はじめに

自然人並びに法人は、一般的効力を有する EC の法規に対する取消無効の訴えを、もっぱら、私人に課された法行為<sup>(1)</sup>が名宛人たる原告に対して個別化されることが可能であった限りにおいて、提起することができた。

それ以外の場合、名宛人は、国内法レベルでの執行行為の行使を待たなければならず、これに対して、管轄裁判所に訴えを提起することができた。以前から指摘されてきたことではあるが、この解決方法は、もし EC

---

(1) 本稿では、法行為 (Rechtsakte) と法律行為 (Gesetzesakte) を分けて論じる。EC 成立時から、法行為が抱える立法上の問題であり、この法行為の範囲を明確化し、法行為の名宛人たる私人の権利救済への可能性を探ることが、本稿の狙いである。

の法行為が、その適用につき、実行行為を必要としない直接的な義務を強いる場合に問題となる。これに対しては、現在、EU 運営条約263条4項が、「規則の特質を有する法行為」に直接該当する限り、私人による訴え提起を認めている。この文言と趣旨によれば、委任された法行為のみならず、立法的性格を有する規則も考慮に入れているはずであり、そしてそれ故、今まで、しばしば批判されてきた権利保護の欠缺も補完されるはずである。以下において、この論点を考察する。

## II. 問題の原点

### II-1. 旧 EC 条約上の根本問題

何十年にもわたって欧州司法裁判所の判決に対しては、議論が続いていた。それは、私人が提起する取消無効の訴えに係るものであり、EC の諸機関が公布する一般的効力を有する法行為に対して特権を有さない原告は、もっぱら、厳格な前提条件の下で訴権を認められていたからである。旧 EC 条約230条4項によれば、自然人並びに法人は、この条文に挙げられた前提の条件の下で訴えが提起できた。その文言とは、

「自然人または法人は、同じ条件で、自己に宛てられた決定、または、規則の形式をとるか、あるいは他者に宛てられた決定ではあるけれども、直接的かつ個人的に関係ある決定に対し、提訴することが出来る。」のである。

この規定の解釈を巡る論争は、この規定が「外観は規則」という奇異な構造をとっているが故に、条文上の救済を図れなくなっていた点にある。その結果、EC 法解釈論において終わりのない熱論となり、学問上の意見表明や、政治上の意見表明を数多くもたらした。その際に議論は、とりわけ、共同体機関による一般的効力を有する法行為を巡っての、個人的な該当性の基準の如何について繰り広げられてきた<sup>(2)</sup>。もともと、旧 EC 条約230条4項に規定されている共同体の法行為に対する私人の訴えは、アク

セス条件に係る法の欠缺と呼ばれていた<sup>(3)</sup>。それ故、規範的行為（Normativakte）に対する訴えは、恒常的に不許可とされていた。その代わりに欧州司法裁判所は、国内の権利保護状況については、この領域において、規範の不備に対して旧 EC 条約234条を用いて、国内裁判所から欧州司法裁判所に付託することを通じて、権利保護を図ることを推し進めてきたのである<sup>(4)</sup>。それ故、欧州司法裁判所の判断は、しばしば厳しい批判にさらされてきた。その批判は、二点に集約される。第一点として、旧 EC 条約234条による先行判決手続は、手続の特質により、制限的にしか付託手続を開始しないことにある。とりわけ、事実問題が事案に即して論じられていない点が挙げられる。第二点として指摘できるのは、国内法は、常に相応する権利保護を準備しているが、共同体の規範が発効していない場合にどう対処すれば良いのか、という問題である<sup>(5)</sup>。

この問題につき、国内の権利保護が存在していない場合、これまでは、対処療法的に、欧州第一審裁判所に対して訴えが認められていた<sup>(6)</sup>。ただ實際上、先行判決手続をもってしても状況の明確化をはかることは、ある程度の限界において可能であるに過ぎない。そもそも、共同体の行為が規範的行為である場合、個々の事実は問題とならない。それ故、包括的評価方法が注目を浴びることになったが、それでも、人権上の権利に基づく司法的な補償請求をもってしても、規範の直接コントロールが問題とならない限り、規範的行為を問題とすることができない<sup>(7)</sup>。

---

(2) C. D. Classen, Effektive und kohärente Justizgewährleistung im europäischen Rechtsschutzverwand, JZ 2006, 157

(3) Vgl. GA Jacobs, in EuGH, Rs. C-50/00 P, *UPA/Rat*, Slg. 2002, I-6677, Rn. 36ff

(4) EuGHE, Rs. C-50/00P, *UPA/Rat*, Slg. 2002, I-6677, Rn. 40

(5) C. D. Classen, a. a. O., JZ 2006, 160

(6) M. Nettesheim, Effektive Rechtsschutzgewährleistung im arbeitsteiligen System europäischen Rechtsschutzes, JZ 2002, 928 (934) に詳しい。

(7) A. Eser, in: J. Meyer (Herg.), Charta der Grundrechte der Europäischen Union, 3. Auf. (2011), Art. 47, Rn. 5, 18

## II-2. Plaumann 規準の確立と問題点

欧州司法裁判所は、このような批判を受けたにもかかわらず、現在に至るまで、*Plaumann* 判決において適用した規準をもって、対応している。この規準によれば、私人の訴えに関する必要条件は、以下の場合において充足される。それは、

「特定の私人の特性、または、その他の人々の領域からは際だった状況にあり、そしてそれ故、同様に、名宛人として個別化できる<sup>(8)</sup>」場合である。

この判決は、結局のところ、とりわけ規則や指令のように、一般的効力を有する諸機関の法行為が、大多数の私人である原告に対して、直接的に攻撃するようなものではない、という解釈をもたらしただけである。

その法行為は、同様に、国内法に割り当てられ、個々の状況において一般規定の具体化を通じて、行政行為が実行行為となること予定しており、管轄権を有する国内裁判所が、共同体の裁判所に対して、この行為を厳しく問うことを予定している。そのような行為は、間接的効力を有するが故に実行行為を欠く場合、つまり、その行為が、個々人に対して具体的な義務を課していない場合、原告が権利保護を求めることができるのは、原告が、共同体法上の規定が刑事法上抵触しているとして、国内の法律行為に対して異議を申し立てる場合に限られてしまう<sup>(9)</sup>。

ここで、どのように構成国内で個人的な権利保護がはかれるかは、熟考の余地がある。共同体の法行為が構成国による置換を必要とせず、それでもその行為が、命令や禁止を伴い、私人の権利を直接干渉する場合、私人が国内の実行行為に対して行政法上の異議を申し立てる可能性はない。後に可能となる行政裁判上の権利保護は、該当する私人が、共同体法上の命

(8) EuGHE v. 15. 7. 1963-25/62, Slg. 1963, 211 (238)

(9) A. Haratsch, Die kooperative Sicherung der Rechtsstaatlichkeit durch die mitgliedstaatlichen Gerichte und die Gemeinschaftsgerichte aus mitgliedstaatlicher Sicht, in: P.-C. Mueller-Graff / D. H. Scheuing, Gemeinschaftsgerichtsbarkeit und Rechtsstaatlichkeit, EuR Beih. 3/2008, 81 (94)

令や禁止を無視し、およそ行政執行の領域における行為、たとえば、官庁による強制執行による脅迫に対して、ドイツ行政法42条1項による取り消しの訴えをもって裁判上行使することが、可能なだけとなる。このことを私人に強いることは、ほとんど無理である<sup>(10)</sup>。この場合、当該私人が権利保護を求めることは、事実上不可能となる。なぜなら、当該私人は「法破り」になることを覚悟しなければならないからである。共同体法上の規範に対する抵触が、国内法上は、規律違反となったり、犯罪行為と判定されうる。これでは、権利保護の獲得は、過料や刑事訴訟手続の状況ではかれることになる。これは、権利保護を求める者にとって、決して有効な手段ではない<sup>(11)</sup>。

### II-3. 「個人的な該当性」に係るトポロジー

この法状態は、経済界の代表者たちによって、そして多くの学者達によっても批判された。欧州司法裁判所は、これに対して、特殊化された判決の事件中にグループを作り上げて、そこに個人的な該当性を当てはめた。とりわけ原告が、すでに法行為の準備手続において関与していた場合、法行為が私人の特定の数に該当し、さらに特定の範囲で、ライバルの訴えに該当している場合を想定する。

個人的な該当性については、欧州司法裁判所の判決が *Plaumann* 基準を確立しているように、原告が決定の名宛人として比較可能なほど個別化できる。この基準をよりよく理解するために、いくつかの事件にグループ分けしてみる<sup>(12)</sup>。

まず、最初のグループは、手続法もしくは原告の実際における手続参加と関連したものである。この点について指導的な判決が、欧州司法裁判所の *Metro* 判決である。そこにおいては、SABA 有限会社の利益になるよ

---

(10) ハラッシュは、裁判上の権利保護の獲得に係る期待可能性について消極的である。Vgl. BVerfGE 71, 305 (336); BVerfGE 79, 275 (279); BVerfGE 81, 70 (82f.); BVerfGE 97 157 (165)

(11) Vgl. BVerfGE 97, 157 (165); BVerfGE 98, 265 (296)

(12) J. Schwarze in: *ders.*, EU-Komm, 2. Aufl. (2008), Art 230 EGV, Rn. 42ff.

うな委員会の否定的証明書が問題となった。第一次 *Metro* 判決においては、原告である *Metro* に訴権が付与された。なぜなら *Metro* は、自らの異議申立てを通じて、行政手続を起こしたからである。さらに、欧州司法裁判所に対する訴え可能性は、自己に権限付与された利益を保護するために認められるとした<sup>(13)</sup>。第二次 *Metro* 判決において原告は、個人的な該当性を認められた。なぜなら原告は、前の手続において、免責決定に対して書面による異議申立てをなしており、かつ委員会が原告に付与された利害関係を認めたからである<sup>(14)</sup>。

第二の事件のグループは、「決定」に否定的影響への考慮が欠如していた場合、特徴が表出するケースである。ただ、それぞれに対する欧州司法裁判所の判断は、最終的には下されていない。経済法に特殊な状況<sup>(15)</sup>に関して、欧州司法裁判所は、個人的該当性を根拠づける決定につき、否定的影響に対する考慮の欠如が、訴えの要件を充足するとした。

第三の事件グループとして、特殊な権利の侵害が挙げられる。もっともこれが、第三者異議の領域においても認められるかどうかは、定かではない。この問題の起点となるのは、*Cofaz* 判決であり、この裁判において欧州司法裁判所は、手続参加に係る問題のみならず、市場での地位の著しい侵害を、個別化の徴表として認めている<sup>(16)</sup>。それでも、その核心において、一般的効力を有する法行為に対して、私人による取消無効の訴えが許されていないという状況に対しては、変化がない<sup>(17)</sup>。

(13) EuGHE, Rs. 27/76, *Metro/Kommission*, Slg. 1977, 1875, Rn. 13

(14) EuGHE, Rs. 75/84, *Metro/Kommission*, Slg. 1986, 3021, Rn. 22

(15) 締結された諸契約につき, EuGHE, Rs. 11/82, *Piraki-Patraiki/Kommission*, Slg. 1985, 207, Rn. 28ff.; EuGE, Rs. T-480/93 u. T-483/93, *Anfillean Rice Mills u.a./Kommission*, Slg. 1995, II-2305 Rn. 73ff.

(16) EuGHE, Rs. 169/84 *Cofaz/Kommission*, Slg. 1986, 391 Rn. 28; EuGE, Rs. T-117/04, *Vereinig Werkgroep Commerciele Jachthavens Zuidelijke Randmeren u. a./Kommission*, Slg. 2006 II-3861, Rn. 52

(17) U. Everling, Lissabon-Vertrag regelt Dauerstreit ueber Nichtigkeitsklage Priververter, EuZW 2010, 572 (572 R)。

リスボン条約における規定は、以下に述べるように、この問題に対する解決や、新たな論争への道を切り開いている<sup>(18)</sup>。

### III. 諸見解の主張と問題

#### III-1. 権利保護に係る EC/EU および国内法上の基本的問題点

経済界の代表者や学者達は、数多の文献において、一般的効力を有する共同体の法行為に対して、その行為が私人に直接該当している場合、私人による取消無効の訴えを認めるように要求している。訴権の欠如は、権利保護の欠缺と見なされており、欧州司法裁判所においても、その「正当性を認められている一般的権利保護」の保障の欠缺と見なされている。ところが、これに対しては、とりわけ共同体の諸機関及び多くの構成国で対立した見解が生じている。なぜなら構成国の規範は、権力分配に係る合意に基づく法律により、その機能が共同体の諸規則と関わり合うが、それでも該当事者によって異議を申し立てることができないという状況が生じているからである<sup>(19)</sup>。

共同体が憲法国家でないことは、常々指摘されている。それでも、憲法国家という概念は、欧州議会が権限を増加させていることを通じて、共同体においても重要性を増している<sup>(20)</sup>。もっとも訴権の拡大は、大衆訴訟を招き、それ故、共同体の裁判所が訴えの洪水により行為能力を失う恐れが生じる、と懸念されている。加えて、とりわけ憲法異議の申立ての経験と、欧州人権裁判所での異議申立てについての競合<sup>(21)</sup>も熟慮しなければ

---

(18) これについては、U. Everling, Rechtsschutz in der Europaeischen Union nach Vertrag von Lissabon, in *Schwarze/Hatje*, der Reformvertrag von Lissabon, EuR Beih. 1/2009, 71 (73) に詳しい。

(19) U. Everling, a.a.O., EuZW 2010, 572R

(20) この分析については、A. von Bogdandy/J. Bast (Herg.) *Europaeisches Verfassungsrecht* (2. Aufl.) 2009があり、ders., *Principles of European Constitutional Law* (2. ed.) 2009もある。

ならない。

### III-2. 権利保護の特殊機能

結局、多くの点で均一化された体系において、権利保護の特殊機能が、議論された<sup>(22)</sup>。つまり、分散された権利保護という欧州司法裁判所の基本概念に立ち返るのである。共同体の法行為によって、当該行為から保護されない者は、従前の通り、引き続き、国内裁判所に分配された裁判上の救済を求めることになる。その限りにおいて欧州司法裁判所は、構成国に対して、私人に対して明確かつ必要な救済をなすために、構成国に共同体法上の義務が生じることは正当であり、それにより実効的権利保護も、EU 法が適用される領域において保障されている、としている<sup>(23)</sup>。欧州司法裁判所は、この義務につき、第三者への直接効を発生させる EU 条約 34 条 2 項 1 節 2 文（刑事司法共同作業）による「共同の見解」に係る審査が、訴えに向けられた試みの問題であるとしている。ただし、上訴人が提起した、実効的権利保護の原則が侵害されたという上訴理由は、却下されている。そこでは、「構成国、とりわけその裁判所は、法的救済の着手につき、国内の手続規定を解釈し、適用しなければならない」とし、「自然人及び法人は、各々国内の裁判の法律適合性もしくは、各々その国内法上の行為の法律適合性に該当する EU の行為の実行や適用に対して、裁判上の異議を申し立てることができる…<sup>(24)</sup>。」としたのである。

### III-3. 実効的権利保護と先行判決手続

ここで明確に強調された、実効的権利保護の保障にする事柄は、国内裁

---

(21) この問題については、拙稿「EC 司法制度を欧州人権裁判所と関連させることを阻む要因—EC 裁判所鑑定 2/94（共同体の欧州人権条約に関する鑑定）をてがかりとして—」早稲田法学 72 巻 4 号（1997）、79 ページ以下。その後の展開につき熟考中。

(22) B. W. Wegener, Rechtsstaatliche Vorzüge Und Maengel der Verfahren vor den Gemeinschaftsgerichten, in: Mueller Graff/Scheuing, EuR Beih. 3/2008, 45 (48)

(23) EuGHE, C-Rs. 50/00 P, UPA/Rat, Slg. 2002, I-6677, Rn. 41f.

(24) Vgl. EuGHE, Rs. C-355/04P, Segi u. a., Slg. 2007 I-1657, Rn. 56

判所が抱える共同体法上の義務である。そして、共同体諸機関の法行為に関連させた国内行為として、憲法上の輝かしい経歴としても受け入れられ<sup>(25)</sup>、EU リスボン条約19条1項2節に受け継がれた。それをもって、EU 運営条約により機能する欧州司法裁判所および条約上の第一次法によって確認された基本判断は、権利保護の分権化について、補完性の原則に基づいて、そしてヨーロッパと構成国の管轄権に基づいて、権利保護に係る実効的な諸機関の行為を支えるものと考えられた<sup>(26)</sup>。この基本判断は、また、EU 基本権憲章47条において、実効的権利保護の原則が「効果的な救済を受ける権利」として、受け入れたこととも関連してくる。

構成国が共同体法を実行する限り、権利保護は、管轄権を有する国内裁判所を通じて保障されるのであり、そしてその際に、基礎をなしている共同体法が間接的に審査される。共同体裁判管轄の構成に従うならば、国内の裁判官は、共同体法の「正規」の裁判官になる<sup>(27)</sup>。共同体法の解釈の統一は、旧 EC 条約234条の先行判決手続を通じて保障されており、それによれば、国内裁判所は、共同体法上の問題を、その明確化が自らの判決のために必要である限り、欧州司法裁判所に付託することができるのであり、最終審の裁判所は、それを義務づけられている。

もっとも先行判決手続は、以前から、権利保護に関して不十分な法体系であると指摘されていた。なぜなら、原告からは、付託を強要できないからである<sup>(28)</sup>。とりわけ、付託義務のある裁判所が、欧州司法裁判所の判断に委ねなかった場合の問題である。それでも、この種の事件においても国内裁判所は判断を下しているものであり、それが共同体の二段階の権利保

---

(25) これについては、B. W. Wegener, in: C. Calliess/H. Ruffert, *Verfassung der Europäischen Union*, 2006, Art. I-29 EGV, Rn. 4ff.

(26) B. W. Wegener, a.a.O., *EuR Beih.* 3/2008, 49

(27) M. A. Dausen, *Das Vorabentscheidungsverfahren nach Art. 177 EG-Vertrag*, 2. Aufl. (1995), S. 44

(28) U. Woelker, Wann verletzt eine Nichtvorlage an den EuGH die Garantie des gesetzlichen Richters?, *EuGRZ* 1988, 97

護体系において、権利保護を保障するためには、完全かつ有効な実現方法であると考えられる。

#### III-4. ドイツ連邦憲法裁判所による「法律上の裁判官」と「恣意の基準」の判断

旧い議論ではあるが、この点について、今一度再考してみる。かつて、欧州司法裁判所はドイツ基本法における「法律上の裁判官」であるのかという議論があった。1986年10月22日の、いわゆる *Sogalnge II* 決定において、ドイツ連邦憲法裁判所は、欧州司法裁判所と国内裁判管轄権の「機能的連携」に関する詳細な解説の下で、欧州司法裁判所の裁判官は、ドイツ基本法101条2項の意味における法律上の裁判官であると宣言している<sup>(29)</sup>。1954年に法律上の裁判官に係る判断が連邦憲法裁判所で下されており<sup>(30)</sup>、それ以降、恒常的に法律上の裁判官の権利侵害について裁判されている。いずれにせよ、この問題が国内裁判所によって生じるのは、恣意の判断に係る事件に制限されてきた。また、欧州司法裁判所への付託義務に該当する場合、連邦憲法裁判所は、「恣意の基準」を考慮していた。それでも欧州司法裁判所の裁判官が「法律上の裁判官」であるかどうかは、未解決のままであった。なぜなら付託は、「いずれにせよ恣意的に見送られることはない<sup>(31)</sup>」状況にあったからである。基本判断である *Solange II* 決定においてドイツ連邦憲法裁判所は、あらためて、違反を否定するために恣意の基準を持ち出した<sup>(32)</sup>。1987年4月8日の決定において連邦財政裁判所は、「客観的に恣意的な意味で」として、自らに課せられた付託義務を免れたが、もし国内裁判所が、欧州司法裁判所に付託判断を請うことなしに、両裁判所間に法解釈が相違した場合、つまり、その解釈につき、同一手続において生じた先行判決を放棄するならば、最終審

(29) BVerfGE 73, 339 (366 ff.) = EuGRZ 1987, 10 (17ff.)

(30) BVerfGE 3, 359 (364f.)

(31) BVerfGE 29, 198 (208)

(32) U. Woelker, a.a.O., EuGRZ 1988, 97R

の裁判所が基本法101条1項2文を犯す結果となる。それ故に、「恣意」の概念の具体化は、なされぬままにある<sup>(33)</sup>。

### III-5. 欧州司法裁判所による「CILFIT 規準」の確立

また、欧州司法裁判所の *CILFIT* 判決<sup>(34)</sup> は、最終審の裁判所の付託義務の例外について言及している。1) 裁判を行う重大性がない場合、2) すでに欧州司法裁判所が判断を下している場合、そして、後々まで解釈上の論争を生んだのであるのが、3) 理性的な疑念 (*Vernuenftiger Zweifel*) が生じないことが明確である場合、国内裁判所の付託義務はないとしたのである。この判決により連邦憲法裁判所に義務づけられたのは、以下の点である。つまり、各々裁判にとって重要な共同体法上の問題が欧州司法裁判所に付託されなければならないのは、経験上、そして専門知識豊かな法学者にとって、明確かつ理性的に考えて、疑いなく付託回答が必要であると判断した場合にのみである<sup>(35)</sup>。そこで、旧 EC 条約177条と基本法101条1項2文の決定に関連性を見いださなければならない場合に問題が生じる。個々の事件において、旧 EC 条約177条から生じる付託義務及び付託義務の無視を、包括的にくまなく審査することを拒否できるとした「恣意」の判断規準は、*Solange II* 決定への反動であると考えられる。この種の議論は、かねてよりあった<sup>(36)</sup>。

有効な規定への異議申立ては、著しい規模で受理されていった。また若干の法務官及び第一審裁判所も、欧州司法裁判所に対峙するがごとく、取消無効の訴えにつき、広範な許容性に踏み込んでいった。それでも欧州司法裁判所は、この種の訴権の拡大を、条約の解釈に鑑みて、裁判官法の限

---

(33) *ibid.*; Vgl. BvR 687/85, BVerfG, Beschluss vom 8. 4. 1987 (= EuR 1987, 333)

(34) EuGHE vom 6. 10. 1982, Rs. 283/81, *CILFIT*, Slg. 1982, 3415 (3431 f.)

(35) この論点については、*H. W. Daig*, in von der Groeben u. a., Kommentar zum EWG-Vertrag, Bd. 2. (3. Aufl. 1983) Art 177, Rn. 42に詳しい。

(36) たとえば、*G. Nicolaysen*, Vertragsverletzung durch mitgliedstaatliche Gerichte, EuR 1985, 368 (373f.) が挙げられる。

界として却下している<sup>(37)</sup>。

該当事者によって異議を申し立てることが可能な直接の法行為が欠如しており、その限りにおいて、共同体上のレベルでも、国内のレベルでも、直接的な権利が存在しない事例も生じた。該当事者は、ただ、該当する行為に抵触し、かつ来るべき制裁の危機に至った場合、それを国内裁判所に訴えることが出来るのである<sup>(38)</sup>。もっとも、この打開策も、受け入れることは困難であろう。この点については、部分的な権利保護の欠缺が論じられてきただけである。共同体法の原則である一般的権利保護の保障、つまり、欧州司法裁判所が恒常的に確認しているはずの、一般的権利保護の保障に応じるものではない<sup>(39)</sup>。

### III-6. EC/EU における「私人に対する権利保護」の変容

基本事項を再確認してみる。共同体法による私人の権利保護は、基本的に弱い立場にある。欧州司法裁判所は、個々の条約上の規定が直接的効力を有することを通じて、私人の権利保護を実行してきたし<sup>(40)</sup>、共同体のトレード・マークとして、一般的な国際法や古典的なタイプの国際機関とは質的に違うことも強調してきた<sup>(41)</sup>。私人は、単に内々的に優遇された人としてではなく、共同体の成立目的の中心であり、かつ基本的自由の中心に存在するという認識に基づいて、共同体の実現を根拠づけている。共同体法秩序において、個人の権利主体性を認めることを、その共同体成立の基礎にしているのである<sup>(42)</sup>。このようにして、共同体と構成国の最

(37) この議論については、*D. Dittert*, Effektier Rechtsschutz gegen EG-Ordnung, EuR 2002, 708

(38) *A. Haratsch*, a.a.O., EuR Beih. 3/2008, 81 (92)

(39) *U. Everling*, a.a.O., EuZW 2010, 572 (573L); *T. von Danwitz*, Aktuelle Fragen der Grundrechte des Umwelt-und Rechtsschutzes in der Europaeischen Union, DVBl. 2008, 537

(40) EuGHE, Rs. 26/62, *van Gend & Loos*, Slg 1963, 1 (24)

(41) *T. von Danwitz*, Zur Grudlegung einer Theorie der subjektiv-oeffentlichen Gemeinschaftsrechte, DOeV 1996, S. 481ff.

(42) *T. von Danwitz*, a.a.O., DVBl. 2008, 540L

重要な法律関係は、私人の権利と三角システムを形成していた<sup>(43)</sup>。この展開は、欧州司法裁判所の伝統的な判決の文言に見いだすことができたし、それによって共同体は、法秩序を確立してきた。つまり、その権利の優位性は、…構成国の市民のためでもある<sup>(44)</sup>。欧州司法裁判所の基本的な司法、ならびにニースで荘厳に宣言された EU 基本権憲章は、その手続を前進させたものである。全体として、私人の権利の確立と保護は、EC 及び EU の第一次法において、非常に高い相対的価値を備えたものである、と考えることもできる<sup>(45)</sup>。

#### IV. 憲法条約上の構想

建前と実務の乖離を解消する機会は、憲法条約草案の審議の中で、初めてもたれた。それぞれの社会的立場によって、批評の仕方も異なるものの、経済界や学界からは、強烈的な批評が加えられた。憲法条約に係る会議は、その作業領域において、私人による取消無効の訴えの許容性を拡大することを議論していた<sup>(46)</sup>。この点については、後の EU 運営条約263条 4 項の意味における法行為として、規則、指令、及び決定の成立に係る問題となる。以下に若干の考察を試みる。

---

(43) S. Kadelbach, Unionbürgerschaft, in : von A. von Bogdandy/J. Bast (Herg.) Europäisches Verfassungsrecht, 2. Aufl. (2009), S. 611 (614ff.). もっとも、EU 市民権の将来は、ヨーロッパの多面的システムを考察する必要がある (ders., 645ff.)

(44) EuGH, Gutachten 1/91, *EWV-Gutachten*, Slg. 1991, I-6079 (6102) = JZ 1992, 787 (788), Rn. 21

(45) T. von Danwitz, a.a.O., DVBl 2008, 540R

(46) H. H. Frederiksen, Individualklagemöglichkeiten vor den Gerichten der EU nach der Vertrag ueber eine Verfassung fuer Europa, ZEuS 2005, 99 (118); W. Cermar, Zum Rechthsschutz des Einzelnen gegen abgeleitetes Unionrecht nach dem Vertrag von Lissabon, DOeV 2010, 58 (62)

#### IV-1. 法行為の分類から法律行為への移行の試み

後のリスボン条約において使用可能な資料の検証は、直接、先行した政府会議の交渉それ自体の中で行われており<sup>(47)</sup>、EU の法行為に対する自然人並びに法人の訴権の範囲に関する委員会は存在せず、ヨーロッパ会議の協議のみが存在した。会議において理事会が設置した「欧州司法裁判所の作業グループ」が問題提起したのは、とりわけ、旧 EC 条約230条 4 項の文言が、特に、一般的効力を有する諸機関の法行為に対する私人の直接の訴えを変更するか否かであった。意見は対立したが、結局、作業グループは、以下の結論に達した。それは、一応、憲法条約III-365条 4 項及び会議草案III-270条 4 項に規定されていたが、訴訟対象としては、「規則の特質を有する法行為」を避けようとする傾向があり、「一般的効力を有する法行為 (Rechtsakte allgemeiner Geltung)」または「立法の特質のない法行為 (Rechtsakte ohne Gesetzgebungscharakter)」を、訴訟対象としての議論したかったようである。「立法の特質のない法行為」の文言が好まれたのは、立法行為との関連において、「一般的効力を有する法行為」の概念を含ませる可能性が、一つの構想としてあったのかもしれない。これが、例外なく会議草案及びヨーロッパの憲法に関する条約の後の立法行為に対して、つまり「ヨーロッパ法律」や「ヨーロッパ枠組法」として考えられていたのであり、それが、事実上、EU 運営条約における全体的な立法行為に影響を与えていると考えることも可能ではある<sup>(48)</sup>。

#### IV-2. 憲法条約上の妥協案による法行為の法律行為化

それでも、構成国の多くが躊躇し、とりわけ欧州司法裁判所長が躊躇していたものが、裁判の洪水である。そして、それによる共同体の裁判所の加重負担も恐れられたが、基本的には、認められることになった。憲法条約III-365条 4 項の妥協案によれば、全ての自然人並びに法人は、この規定の 1 項と 2 項の条件の下で訴え提起が可能となっていた。すなわち、

(47) <http://register.consilium.europa.eu/pdf/de/07/st11/st11218.de07.pdf>.

(48) Vgl. W. Cremer, a.a.O., DOeV 2010, 58 (62f.)

「自らに向けられたか、もしくは、自らに直接的または個人的に該当する行為並びに、直接該当し、かつ実行行為を伴わない規則の特質を有する法行為に対して、訴えを提起する。」ことができるのである。

この文言の一部は、以下の条件付きで、今までの EC 条約230条に依っている。すなわち訴えの許容性は、異議を申し立てられた特定の法形式に依じて、裁判によって訴権が左右されるのではなく、各々、共同体諸機関の「行為」を問題とする限りにおいて、規定の1項と2項の前提条件を満たす。それに依じて、法的効力を伴う行為が問題となるのであり、そこで挙げられた訴えの原因が主張される。この変更は、認容可能な範囲の簡素化であり<sup>(49)</sup>、文言の明確化を意味する。故に、今まで混乱していた裁判及び「外観上の規則」への関連づけが問題とならなくなり、また個々の事件においても、権利保護の拡大を導くことにもなろう<sup>(50)</sup>。私人の訴えの許容性は、文言の一部によれば、今まで通り、原告が直接的かつ個人的に該当しているかどうかによる。それは、すなわち、現行の欧州司法裁判所が、規定を適用する際に、引き続き *Plaumann* 判決で判断された規準を細分化して適用する事にある。それでも後半文は、訴権の重要な拡大を予定している。つまり、法規の序列と関連しており、憲法条約 I-33条1項は、規則及び指令に係る今までの法形式を「ヨーロッパ法律」及び「ヨーロッパ枠組法律」として評価し、それが、憲法条約 I-34条による立法手続において決定されるに至るものであった。さらに、憲法条約 I-33条1項は、ヨーロッパ規則を「法律の特質を有さない諸決定」とであると予定しており、この公布には、閣僚理事会と委員会が一定の前提条件の下で権限を付与されていた。この種の権限が委譲されたヨーロッパ規則は、立法手続の実行につき、名宛人に対して一般的拘束力を有しており、相応するも

---

(49) *U. Everling, a.a.O., EuZW 2010, 573R*

(50) *Vgl. J. Bast, Aenderungsformen und Rechtsschutz, in: A. von Bogdandy/J. Bast (Herg.), Europäisches Verfassungsrecht, 2. Aufl. (2009) S. 489 (555). さらに521ff. も参照。*

のとして、ヨーロッパ決定に対しても、これが適用されうる。

#### IV-3. 法行為の序列化と基本問題

憲法条約III-365条4項の後半文は、明らかに「規則の特質を有する法行為」の文言をもって、この規定に考慮されていた法規の序列と関連づけられており、下位法である「ヨーロッパ規則」も、考慮の範囲に入れていたのであろう<sup>(51)</sup>。

訴えは、「規則の特質を有する法行為」が、原告に対して「直接的に該当し、そして、実行行為がない場合」に認められる。この文言は、権利保護の欠缺を補うことを目標に定めており、それは、今までの規定に鑑みて成立していたものでもある。もし、一般規定が義務を根拠づけた場合は、その義務が、もはや具体化される必要はなくなる<sup>(52)</sup>。この文言は、個人的な該当性の基準を排除するものであり、「法律」及び「枠組法律」の中で適用されるはずであった<sup>(53)</sup>。これに対して、今までの規則や指令は、それを特徴とする規定に対する権利保護の欠缺が残されたままにある。問題であろう<sup>(54)</sup>。それは、権利保護の明確な分離と捉えられた。ヨーロッパレベルでのヨーロッパ法に対する権利保護と、構成国内レベルにおける国内法に対する権利保護の分離である<sup>(55)</sup>。その限りにおいて、欧州司法裁判所が下した判断は、共同体の行為に対する法律適合性のコントロールに係る別の体系が、本来の条約を通じて創造されたとしても、…現行制度を…EU条約48条の手続を経て改革することは、各構成国における事柄である<sup>(56)</sup>。

(51) Vgl. U. Everling, a.a.O., EuZW 2010, 573R; F. Mayer, Individualrechtsschutz um Europaeischen Verfassungsrecht, DVBl 2004, 606 (609) もっとも、Mayer は、規則まで範囲に入れるべきかにつき、熟考している (610f.)。

(52) A. Haratsch, a.a.O., EuR Beih. 3/2008, 81. 93頁以下に「実行行為を必要としない共同体の法行為 (Gemeinschaftsrechtsakte, die keines Ausfuehungsakte beduerfen)」に対する権利保護が詳述されている。

(53) U. Everling, a.a.O., EuZW 2010, 574L

(54) Vgl. F. Mayer, a.a.O., DVBl 2004, 606 (612ff.)

(55) F. Mayer, a.a.O., DVBl 2004, 606 (615)

また、ここにおける「法律」も、若干の構成国における法律の理解によれば、裁判による監督を逃れるという解釈になっていた<sup>(57)</sup>。

## V. リスボン条約成立を巡る駆け引き

### V-1. 憲法条約の破綻原因

憲法条約の失敗は、フランス及びオランダの国民投票、並びにアイルランドのような構成国が批准の際の抵抗したことが、その根拠となっている。もっとも部分的には、内政上の問題もあった。この失敗から導き出される結論は、大部分の市民が憲法条約への発展に同意する準備を整えていなかったかったことである。つまり、「憲法」の布告を通じて、独特の概念が呼び覚まされたのである。それは、単一民族国家が、国家的に組織化された EU に取り込まれることへの警戒感である<sup>(58)</sup>。

そもそも、2006年の後半期、フィンランド首脳会議に基づく結果が、2006年14/15日のヨーロッパ理事会に持ち込まれた<sup>(59)</sup>。2007年1月1日から始まったドイツ首脳会議において、批准したものの、その効力を停止させていた国々は、憲法条約の条文を改めることを通じて、フランスやオランダの同意を得ることに期待していた。2007年1月26日には、既に批准を終えた一七ヶ国の国務次官がマドリッドに集い、憲法条約をコンパクトにすることで、フランスの同意を得ようと試みた。しかし、このことが秘密外交ととられ、弱小構成国をおびえさせる試みであるとの空気が漂った<sup>(60)</sup>。その結果、2007年3月24/25日のベルリン宣言であきらかになっ

(56) EuGHE, Rs. C-50/00 P, *UPA/Rat*, Slg. 2002, I-6677, Rn. 45

(57) U. Everling, a.a.O., EuZW 2010, 574L

(58) T. Streinz, Einfühuehrung, in: Streinz/Ohler/Herrmann, Der Vertrag von Lissabon zur Reform der EU, 3. Aufl. (2010), 1 (24f.)

(59) EU-Nachrichten Nr. 3/2006, S. 2 (Nr. 3) では、「憲法条約」による改革は継続する、としていた。

(60) これに関しては, W. Hummer, Der “Verfassungs-Konvent”: Ausgangs-

たのは、「憲法」という概念そのものが改正手続の主な障害との認識であり、故に、この概念は避けられた<sup>(61)</sup>。これにより、憲法構想との別離が確認された。

## V-2. 憲法条約からリスボン条約への退行的進化

ここで、憲法条約そのものが問題であり、古典的意味における憲法は問題とならなかったと考えることも出来るが、古典的な意味における憲法が問題であるという印象を、市民は、明らかに拭い切れていなかった<sup>(62)</sup>。それゆえ、リスボン条約では、そのような規定及び憲法条約のシンボルをEU条約の中に引き継がせてはいない。それは、とりわけEUが連邦国家として展開する中で、指摘されてきたものである<sup>(63)</sup>。「憲法」という名称を外したのは、それをもって「ヨーロッパの憲法」という構想も外したと考えられる。リスボン条約の全体で、憲法に対応していた専門用語も、シンボルも外された。賛歌や旗など、国家や憲法を想起するようなものも外された。規則及び指令を「法律」及び「枠組法」へ高度化することも犠牲にした<sup>(64)</sup>。欧州憲法条約にあったような「ヨーロッパ法律」や「ヨーロッパ枠組法」という概念は、EU運営条約288条において、「規則」や「指令」に戻された。

## V-3. 憲法条約の機能的考察とリスボン条約への承継

そもそも、2005年時にシュバルツェは、憲法条約の要点を総括して見て、今までの条約体系よりも、はるかに改善されたものであると判断していた<sup>(65)</sup>。民主主義原則は強化されているし、制度上、合理的な秩序を有

---

lage, Zusammensetzung, Arbeitsweise, Ergebnisse, in: *ders./Obwexer* (Herg.), *Der Vertrag ueber eine Verfassung fuer Europa* (2007), S. 31に記されている。

(61) EU-Nachrichten Nr. 12/2007, S. 1, 3: “Berliner Erklarung-Europa ist unisere gemeinsame Zukunft”

(62) *U. Everling*, a.a.O., EuZW 2010, 574L

(63) *J. Schwarze*, *Der Reformvertrag von Lissabon-Wesentliche Elemente des Reformvertrages*, in: *Schwarze/Hatje* (Herg.), EuR Beih. 1/2009, 9 (11f.)

(64) *U. Everling*, a.a.O., EuZW 2010, 574L

しているし、EU と構成国間の権限分配も改善されていると解釈している。もっとも憲法条約そのものは、その名に係わず、EU 法体系において新たな憲法上の構想をもたらしものではないと判断できた。その名称故に、改革的な刷新という懸念もあるが、世間ではあまり知られていないものの、すでに、これまでの共同体諸条約でも、長い間、憲法的性格に係る機能的考察は行われていた<sup>(66)</sup>。

もっとも、今日においても、憲法条約上の法律概念がきれいに排除されているわけではない。議決（Beschlussfassung）は、EU 運営条約289条において「立法手続（Gesetzgebungsverfahren）」と記述されているし、この手続において取り上げられた法行為（Rechtsakte）は、3 項において「立法行為（Gesetzgebungsakte）」と規定されている。これは、憲法条約における場合と同様に、引き続き、委任された規則制定を予定しているであろう。EU 運営条約290条によれば、委員会には、立法行為において権限が委譲されており、特定の条件の下で「一般的効力を有する法律の特質を有さない法行為（Rechtsakte ohne Gesetzescharakter mit allgemeiner Geltung）」を公布することができる。その際、核心において、旧 EC 条約211条における権限付与の引き継ぎが問題となり、コミットロジー<sup>(67)</sup>の規定に拘束されることになる<sup>(68)</sup>。委任された規則制定（Delegierte Rechtsetzung）は、規則のような立法行為であるが、場合によっては、指令または決定としても特徴づけられる。

憲法条約III-365条4 項は、変更されることなく、EU 運営条約263条4

(65) J. Schwarze, Europaisches Verfassungsvertrag, JZ 2005, 1130 (1132)

(66) EuGHE, Rs. 294/83, *Les Verts*, Slg. 1986, 1339 (1365, Rn. 23); EuGH, Gutachten 1/91, *EWG-Gutachten*, Slg. 1991, I-6079 (6102, Rn. 21); 文献では, *Oppermann/Classen/Nettesheim*, *Europarecht*, 5. Aufl., 2011, S. 209.

(67) リスボン条約の発効により、EU 委員会と構成国代表者委員会のパラ・バランスにより構成されているコミットロジー手続が崩されるのではないかと懸念しているのが、N. Beer（以下）の Gastkommentar である。

(68) N. Beer, Die Zukunft der Komitologie: Weniger Komitees-mehr Kommission?, *EuZW* 2010, 201

項に引き継がれている。その際に、後文においては、専門用語の変更を通じて、関連づけが変更されたにもかかわらず、「規則の特質を有する法行為」との関連は保持されている。

## VI. 規則の特質を有する法行為

### VI-1. 「規則の特質を有する法行為」の範囲

この規定については、憲法条約の草案時から、もっぱら委任された法行為として理解されていたことである<sup>(69)</sup>。

まず、明らかにしておくべき事は、EU 運営条約263条 4 項の意味における「規則の特質を有する共同体の法行為」であるが、条文上は、意見、勧告、規則、指令及び決定であり、規則、指令及び決定は、法律の特質 (Gesetzescharakter) を有する法行為 (Rechtsakte) と法律の特質を有さない法行為 にわけるとを予定していた<sup>(70)</sup>。それ故、法行為が立法手続を採択した場合、EU 運営条約上、立法行為が問題となる。この立法手続は、EU 運営条約289条 1 項の正式な立法手続であり、それによれば、EU 委員会が提案した立法行為を閣僚理事会と欧州議会が協同で可決するか、とりわけ、法行為が欧州議会のもと、EU 閣僚理事会が参加的に協力するか、その法行為が EU 閣僚理事会のもと、欧州議会により参加的になされる場合である。

憲法条約とは異なり、リスボン条約に基づく EU 法は、「ヨーロッパ法律」及び「ヨーロッパ枠組法」を放棄しているが<sup>(71)</sup>、もともと、EC 条約上の「規則」や「指令」は、憲法条約上、「ヨーロッパ法律」や「ヨーロッパ枠組法」へと、昇格を成すはずであったのであり、あながち、リスボ

(69) U. Everling, a.a.O., EuZW 2010, 574R; W. Cremer, a.a.O., DOeV 2010, 61

(70) W. Cremer, a.a.O., DOeV 2010, 60f.

(71) その連関には、欧州憲法条約 I-33条 1 項があり、そして、旧 EC 条約249条 2 項及び 3 項が他方にある。W. Cremer, a.a.O., DOeV 2010, 60 (引用論文脚注22)

ン条約が憲法条約上の意味づけを、そのまま放棄しているとも割り切れない。

## VI-2. EU 運営条約における法行為の評価

法行為が、全体として EU 運営条約263条 4 項の意味における「規則の性格をもった法行為」であるとは解釈できないが、EU 運営条約289条では立法的性格とも立法行為とも捉えられうる。このことは、言語上は不備に思われるが、規則に対しては、その限りにおいて、立法手続と解することもできる<sup>(72)</sup>。

これについては、規定の歴史的経緯からも解明できる。それは、憲法会議の審議が、当該事項について、明らかに何も提供してこなかったことにある<sup>(73)</sup>。審議案は、後の多くの審議によって後回しにされて、廃案になった。また、リスボン条約の成立史においても、条約で、そのような厳格な条文解釈をするきっかけを与えなかった。政府会議2007のための2007年6月21/22日の欧州理事会会の会議において、「法律」および「枠組法」の名称廃止が、今までの規則、指令および決定の名称を予定していた<sup>(74)</sup>。その際に、厳密には、立法行為と規則の特質を有さない法行為の区別を維持し、その上で、専門用語の適合が要求された<sup>(75)</sup>。しかし、会議が替わる際に、規則の概念が制限されることはなかった。それゆえ、「規則の特質」の内容は、憲法条約においては予定されていた委任された法行為に制限されることなしに、リスボン条約本文の中へ引き継がれた。その限りにおいて、この概念は意義の変遷をなしている<sup>(76)</sup>。

---

(72) W. Cremer, a.a.O., DOeV 2010, 61: この点について, U. Everling は, 異なった解釈を行っている U. Everling, a.a.O., EuR Beih. 1/2009, 71 (74)

(73) W. Cremer, a.a.O., DOeV 2010, 62ff.

(74) F. C. Mayer, Die Rueckkehr der Europaeischen Verfassung? Ein Leit-faden zum Vertrag von Lissabon, ZaeRV 2007, 1142 (Anhang: 11177/1/07 REV 1 COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION (CONCL 2), 1204)

(75) F. C. Mayer, a.a.O., ZaeRV 2007, 1205

(76) U. Everling, a.a.O., EuZW 2010, 574R

### VI-3. 「規則の特質を有する法行為」に係る厳密な考察の試み

今一度、憲法条約の草案から、条約の文言の由来から、「規則の特質」を有する法行為は、立法行為ではなくて、委任された法行為であると推測してみる<sup>(77)</sup>。そのような解釈によれば、憲法条約上の規定に立ち戻って、考察することも可能である。

欧州司法裁判所は、何度も、過去の条約が市民に対して包括的な権利保護を保障するものであると判断してきた。実効的な裁判上の権利保護原則は、既に広められている一般的法原則の観点からも、共同体の基礎にある本質的特徴としても、認められている<sup>(78)</sup>。もっともこの判断には、実効的権利保護は厳しく制限されると解釈する立場から、異議が唱えられている<sup>(79)</sup>。

それに加えて、「規範の特質」の概念が厳格に受け入れられることを通じて、権利保護の欠缺が補完される必要性も生じる。この概念は、その文言及び意義に応じて、全ての法行為、つまりは、EU 運営条約288条1項が付与した規則の指標に応じることになる。そして、一般的効力、つまり全ての構成国における直接的効力に応じていることにもなる。この基準は、立法的性格を有する規則に対しても当てはまるものとなる。私人の訴権に関する激しい議論を勘案すると、とりわけ、今までの規定に対する批評が、変更された本文の解釈についても強固に立ち入ったことについても、その解釈の際に、瑕疵は除去されていることが見込まれる。リスボン条約への変更後も、取消無効の訴えの際に、権利保護の瑕疵が存続していると、懸念されてはいる。その際に、部分的に、連邦憲法裁判所が、再び

(77) Vgl. B. W. Wegener, a.a.O., EuR Beih. 3/2008, 53. Wegener は、Missraten (失敗) であったことを強調している。

(78) T. von Danwitz, a.a.O., DVBl 2008, 537

(79) A. Tiele, Rechtsschutzsystem nach dem Vertrag von Lissabon, - (K) ein Schritt nach vorn, EuR 2010, 36 (44f). ティーレ自身も自己の見解に対立する意見として, U. Everling, a.a.O. EuR Beih. 1/2009, 71 (74) を注に挙げている (dres., 45, Fn. 77)。

EU 及び EU の裁判所に反対の意見を述べるという論証を求めているが、正しいものと判断できるかも疑問である<sup>(80)</sup>。

#### VI-4. 法律行為としての法行為が抱える根本的問題

もちろん、ここ明らかにしておくべき事は、エヴァリングが展開している解釈論も、完全なものとはいえないことである。なぜなら、「立法行為」が「規則の特質を有する法行為」とも見なされうるからである。規則は、議決手続故に、立法行為としての特徴を示しているが、立法行為の特質故に、「法律行為 (Gesetzesakte)」との間に問題が生じる、という議論も生じる、さらに熟考を要する今後の課題である。もちろん解釈の際に、引き続き、立法行為としての規則への権限付与が意義を有しているのか、という問題も残されたままである。この問題を提起する意義は、欧州議会と閣僚理事会の協同作業ゆえに、規則に特別な特性が発生する場合、それを、この立法行為として認めるか、ということにある。それゆえ規則は、場合によっては、立法行為ではないものの、優先権をえている法律行為であるとして、異議を唱えることも可能となる<sup>(81)</sup>。

### VII. まとめにかえて

エヴァリングの見解によれば、EU 運営条約発効後、共同体諸機関の法行為に対する自然人及び法人による取消無効の訴えは、判例において与えられた解釈に応じて許容されることになる。すなわち、

- 法行為が原告に向けられている場合、
- 法行為が、厳密には、原告に向けられておらず、第三者に向けられたものであるが、それでも、彼を競争相手として、または関係者として、直接的かつ個人的に該当している場合、

---

(80) *U. Everling*, a.a.O., EuZW 2010, 575 L

(81) *Vgl. U. Everling*, a.a.O., EuZW 2010, 575R

- 法行為が一般的に有効であり、特別の状況故に、原告に対して名宛人と同様に、個々のケースに当てはめることが出来る場合、
- 法行為が一般的効力を有しており、原告に直接該当するが、それでも、その適用については、実行措置を必要としない場合、である<sup>(82)</sup>。

追加的な実行行為、とりわけ行政の執行行為が、一般的効力を有する法行為を適用するために必要であるときは、これに対する訴えは、今まで通り認められない。実行行為に対しては、その時々において管轄権を有する裁判所、大抵が国内裁判所に対して、異議を申し立てることになる。これは、付随的に、一般的法行為の審査を導き、場合により欧州司法裁判所に付託される。この了解の際に、厳密には、EU の法行為に対する一般的な訴えの拡大という、欧州司法裁判所へのさらなる要求は、実現されない。それは、EU の負担超過に係る均等システムに依拠していないからである。裁判所を通じて、全ての EU の行為に関する直接的または間接的な再審査を求める法的手段は、欧州司法裁判所を通じてであれ、国内裁判所を通じてであれ、この了解の下に認められている。実効の権利保護は、それゆえ、保障されているとも考えられる。欧州司法裁判所は、結局のところ、論議された行為の解釈について裁判しなければならないし、それについては、欧州司法裁判所が、いつものように、権利保護に友好的な理解を示していると解釈することができる<sup>(83)</sup>。

いずれにせよ、欧州司法裁判所が行う今後の判決を分析することにより、上述の訴権の解釈に検討が加えられることになる。

(82) *U. Everling*, a.a.O., EuZW 2010, 575R

(83) Vgl. *U. Everling*, a.a.O., EuZW 2010, 576. この解釈については、欧州司法裁判所長 *R. Iglesias* 氏（当時）にしても（*R. Iglesias*, Zur “Verfassung” der Europäischen Gemeinschaft, EuGRZ 1996, S. 125; *ders.*, Der Gerichtshof der Europäischen Gemeinschaften als Verfassungsgericht, EuR, 1992, S. 225), *T. von Danwitz* 判事（現在）にしても（脚注38の文献を参照）、現役中に、見解表明している点で注目に値する。

〔あとがき〕

本稿は、2010年度のサヴァティカル期間に、リスボン条約発効後のEUの法行為に対する私人の基本権保護にかかる研究調査をドイツで行った際、偶然の経緯からエヴァリング教授とのヒアリングの機会に恵まれ、その際に一読を進められた著作（脚注17）の分析に端を発する。翻訳権も得たが、拙稿における論理との整合性を見出したため、脚注から全文を精査しなおし、考量した上で、論説として発表させていただいた。その旨の了解と報告は、行っている。なお、本稿における解釈および執筆に係る責任は、全て筆者にある。